



臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)を支給します

消費税引上げの影響を踏まえ、また、賃金引上げの恩恵が及びにくい
低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、要件を満たす方に給付金を支給します。

お問
い合
わせ

世田谷区臨時福祉給付金専用ダイヤル ☎6667-6481 ☎3571-5121

▶午前8時30分～午後6時(土・日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

担当＝臨時福祉給付金担当課

厚生労働省
臨時福祉給付金
キャラクター
「カクニンジャ」



支給要件

平成28年度臨時福祉給付金

以下の支給要件を全て満たす方に、お一人につき3千円(1回限り)を支給します。

- ①平成28年1月1日に世田谷区に住民登録があること
- ②平成28年度の住民税(均等割)が課税されていないこと
- ③平成28年度の住民税が課税されている方の扶養親族等(裏面注1参照)になっていないこと

年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

以下の支給要件を全て満たす方に、お一人につき3万円(1回限り)を支給します。

- ①平成28年度臨時福祉給付金の支給対象であること
- ②平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金等を受給していること(対象となる年金について詳しくは、裏面注2参照)
- ③年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給していないこと(既に申請期間は終了しています)

平成28年1月1日から平成28年10月1日まで継続して、生活保護制度の被保護者、中国残留邦人等支援給付受給者の方などは対象になりません。

申請方法

支給要件を満たすと思われる方へ、9月16日以降、区から申請書をお送りします。

必要事項をご記入のうえ、区へ郵送または窓口にて申請して下さい。支給要件に該当すると思われる方で申請書が届かない場合は、世田谷区臨時福祉給付金専用ダイヤルへお問い合わせ下さい。

申請期間 9月20日(火)～29年1月31日(火)(消印有効)

※支給要件について、一部確認ができていない方にも申請書をお送りする場合があります。

※申請書が送られてきても必ず給付金を受けられるとは限りません。

郵送

申請書に同封している返信用封筒で郵送して下さい。

※ファクシミリでは申請書を受け付けることができません。

※返信用封筒を紛失した方は、下記の送付先にお送り下さい。

送付先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所 臨時福祉給付金担当課 行

窓口

場 所	期 間	時 間
区役所第2庁舎1階 給付金臨時窓口	9月20日(火)～29年1月31日(火) (土・日曜、祝日、年末年始(12月 29日～1月3日)を除く)	午前8時30分 ～午後5時
北沢総合支所5階	9月20日(火)～10月31日(月) (土・日曜、祝日を除く)	
玉川総合支所4階		
砧総合支所2階		
烏山総合支所1階		

※10月1日(土)は上記の各窓口で受け付けします。

外国人の方へ

短期滞在者及び不法滞在者、租税条約に基づき住民税が免除となった方については、支給の対象になりません。
2か月以内に在留期間の満了日が到達する場合は、在留期間の更新等を行ってから給付金の申請をして下さい。
詳しくは、世田谷区臨時福祉給付金専用ダイヤルへお問い合わせ下さい。

給付金の支給

区で申請内容を確認・審査のうえ支給決定通知書を送付し、ご指定の口座に振り込みます。申請から振り込みまでに2か月程度を要する見込みですが、確認・審査状況によってはさらに時間がかかる場合があります。

お問い合わせ(臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け))

世田谷区臨時福祉給付金専用ダイヤル ☎6667-6481 ☎3571-5121

受付時間: 午前8時30分～午後6時
(土・日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)